

堺市公報 第120号	令和2年5月15日発行
<h1>堺市公報</h1>	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<告示>	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の指定について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の辞退について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	7
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の名称変更について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在	

地変更について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	9
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	10
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の廃止について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	11
○地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	12
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について	
【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】	13
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定について	
【健康福祉局健康部精神保健課】	14
<公告>	
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	14
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【会計室出納課】	15
<上下水道局公告>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】	16
<監査委員公表>	
○監査結果に基づく措置通知書の公表	
【監査委員事務局監査課】	17
○監査結果に基づく措置通知書の公表	
【監査委員事務局監査課】	30

告 示

堺市告示第180号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年5月15日

堺市長 永藤英機

1 診療所

名称	所在地	指定年月日
歯科医科堺東クリニック	堺市堺区中瓦町1-3-9	令和2年3月1日
MEDICAL CLINIC 森本医院	堺市東区西野461-6 松井ビル1F101	令和2年4月1日
なかもずこころのクリニック	堺市北区中百舌鳥町2-23 ポルト中百舌鳥ビル2階・3階	令和2年3月1日
よしこクリニック	堺市北区長曾根町3082-1 クリニックステーションなかもず2階	令和2年4月1日
はしもとクリニック	堺市西区上野芝向ヶ丘町5-6-26	令和2年4月1日
ルナレディースクリニック	堺市堺区市之町西3-1-43 ジャパンドリームビル2F	令和2年3月1日

2 歯科

名称	所在地	指定年月日
いわがみ歯科なかもずクリニック	堺市北区金岡町1382-1 なかもずクエストコート2階	令和2年4月1日
みはらだい歯科クリニック	堺市南区三原台1-2-3 ルルボ泉ヶ丘1F	令和2年3月1日

歯科医科堺東クリニック（歯）	堺市堺区中瓦町1-3-9	令和2年4月1日
上野芝はやし歯科	堺市西区神野町2-21-22 パルファン神野1F	令和2年4月1日
きたざわ歯科クリニック	堺市東区北野田1-1 ヴェリテ北野田駅前プラチナム1F101	令和2年4月1日

3 薬局

名称	所在地	指定年月日
つぼみ薬局津久野店	堺市西区津久野町1-9-21 プラントール102号	令和2年5月1日
わかば薬局	堺市南区鴨谷台2-1-5 サンピア2番館2階	令和2年3月1日
なないろ薬局	堺市東区西野461-6 松井ビル102	令和2年4月1日

4 訪問看護

名称	所在地	指定年月日
ゆい訪問看護・リハビリステーション	堺市堺区中瓦町1-2-5	令和2年4月1日
N-a-r-t 訪問看護ステーション	堺市堺区戎之町東3-2-30 リスペースワン302号	令和2年4月1日
訪問看護ステーションほのぼの	堺市西区上559-1 昌和鳳303	令和2年4月1日

堺市告示第181号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年5月15日

堺市長 永 藤 英 機

1 診療所

名称	所在地	廃止年月日
なかもずこころのクリニック	堺市北区中百舌鳥町2-23 ポルト中百舌鳥ビル2階・3階	令和2年2月29日
ルナレディースクリニック	堺市堺区市之町西3-1-43 ジャパンドリームビル2F	令和2年2月29日
米田クリニック	堺市堺区浅香山町2-4-33	令和2年3月19日
堺東クリニック	堺市堺区中瓦町1-3-9	令和2年2月29日

2 歯科

名称	所在地	廃止年月日
みはらだい歯科クリニック	堺市南区三原台1-2-3 ルルボ泉ヶ丘1F	令和2年2月29日

3 薬局

名称	所在地	廃止年月日
阪神調剤薬局堺店	堺市中区東山479-4 牛根ビル101	令和2年3月31日
なないろ薬局深井店	堺市中区深井清水町3285 スギモトビル1階	令和2年4月30日
わかば薬局	堺市南区鴨谷台2-1-5 サンピア2番館2階	令和2年2月29日

4 訪問看護

名称	所在地	廃止年月日
訪問看護ステーションほのぼの	堺市堺区北三国ヶ丘町1-1-16 R-1 レディデンツヨネダR棟1号	令和2年3月31日

堺市告示第182号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年5月15日

堺市長 永藤英機

事業の種類	事業所名称	所在地	指定年月日
介護予防居宅療養管理指導	医療法人西村歯科	堺市南区庭代台1-36-9	令和2年3月1日
介護予防居宅療養管理指導	医療法人富歯会 川上歯科パンジョ診療所	堺市南区茶山台1-2-4 パンジョ西館メディカルセンター3F	令和2年3月1日

堺市告示第183号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年5月15日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	事業所名称	所在地	廃止年月日
居宅療養管理指導	山本整形外科	堺市中区大野芝町180 神工ビル1F	平成12年12月13日
訪問リハビリテーション	山本整形外科	堺市中区大野芝町180 神工ビル1F	平成12年12月13日
訪問看護	山本整形外科	堺市中区大野芝町180 神工ビル1F	平成12年12月13日
居宅療養管理指導	わかば薬局	堺市南区鴨谷台2-1-5 サンピア2番館2階	令和2年2月29日
居宅療養管理指導	どんぐり薬局なかも ず店	堺市北区中百舌鳥町2-8	令和2年1月31日
訪問看護	耳原訪問看護ステーション深井	堺市中区深井清水町3482 ベリエール深井302号	平成14年4月1日
居宅介護支援	耳原訪問看護ステーション深井	堺市中区深井清水町3482 ベリエール深井302号	平成14年4月1日
居宅介護支援	耳原ケアプランセンター大浜	堺市堺区新在家町西3-1-10 新在家ビル1号室	平成28年8月31日
介護予防認知症対応型共同生活介護	グループホーム上野芝	堺市西区北条町1-8-21	令和2年3月31日
認知症対応型共同生活介護	グループホーム上野芝	堺市西区北条町1-8-21	令和2年3月31日
認知症対応型共同生活介護	グループホーム杜の里	堺市西区山田3-1034-23	令和2年3月31日

堺市告示第184号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等

支援法」という。)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の辞退について届出があったので、生活保護法第55条の3第3号(中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和2年5月15日

堺市長 永藤英機

事業の種類	事業所名称	所在地	辞退年月日
介護予防居宅療養管理指導	医療法人真名会 奥田皮膚科医院	堺市北区中百舌鳥町5-729-2	令和2年3月31日
介護予防通所リハビリテーション	医療法人真名会 奥田皮膚科医院	堺市北区中百舌鳥町5-729-2	令和2年3月31日
介護予防訪問リハビリテーション	医療法人真名会 奥田皮膚科医院	堺市北区中百舌鳥町5-729-2	令和2年3月31日
介護予防訪問看護	医療法人真名会 奥田皮膚科医院	堺市北区中百舌鳥町5-729-2	令和2年3月31日
居宅療養管理指導	医療法人真名会 奥田皮膚科医院	堺市北区中百舌鳥町5-729-2	令和2年3月31日
通所リハビリテーション	医療法人真名会 奥田皮膚科医院	堺市北区中百舌鳥町5-729-2	令和2年3月31日
訪問リハビリテーション	医療法人真名会 奥田皮膚科医院	堺市北区中百舌鳥町5-729-2	令和2年3月31日
訪問看護	医療法人真名会 奥田皮膚科医院	堺市北区中百舌鳥町5-729-2	令和2年3月31日

堺市告示第185号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び

特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年5月15日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
介護予防訪問サービス	訪問介護やさしい手	訪問介護あかるい手	堺市南区深阪南119-101 ダイヤモンドビル1階	令和2年2月14日
訪問介護	訪問介護やさしい手	訪問介護あかるい手	堺市南区深阪南119-101 ダイヤモンドビル1階	令和2年2月14日
介護予防訪問サービス	訪問介護アネックス	訪問介護事業所 c o c o - l i n e	堺市西区上野芝町5-11-13	令和2年3月1日
訪問介護	訪問介護アネックス	訪問介護事業所 c o c o - l i n e	堺市西区上野芝町5-11-13	令和2年3月1日

堺市告示第186号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年5月15日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
介護予防訪問看護	訪問看護ステーションほのぼの	堺市堺区北三国ヶ丘町1-1-16 R-1 レディデントツヨネダR棟1号	堺市西区上559-1 昌和鳳303	令和2年4月1日
訪問看護	訪問看護ステーションほのぼの	堺市堺区北三国ヶ丘町1-1-16 R-1 レディデントツヨネダR棟1号	堺市西区上559-1 昌和鳳303	令和2年4月1日
居宅介護支援	ケアプランハウスクッキー	堺市中区福田1305-5 福田マンション302号	堺市中区福田869-5 福田ビル202号	令和2年3月1日
介護予防訪問サービス	ヘルパーハウスクッキー	堺市中区福田1305-5 福田マンション302号	堺市中区福田869-5 福田ビル202号	令和2年3月1日
訪問介護	ヘルパーハウスクッキー	堺市中区福田1305-5 福田マンション302号	堺市中区福田869-5 福田ビル202号	令和2年3月1日
介護予防訪問サービス	ケア21鳳	堺市西区鳳中町10-1-30	堺市西区鳳中町2-24 岸田ビル2階2A号室	令和2年4月1日
訪問介護	ケア21鳳	堺市西区鳳中町10-1-30	堺市西区鳳中町2-24 岸田ビル2階2A号室	令和2年4月1日
居宅介護支援	ケア21鳳	堺市西区鳳中町10-1-30	堺市西区鳳中町2-24 岸田ビル2階2A号室	令和2年4月1日

堺市告示第187号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年5月15日

堺市長 永藤英機

1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
井上 高志	ここね訪問鍼灸マッサージ治療院	堺市北区新金岡町2-5-7-710	令和2年4月20日
大谷 心治	ここね訪問鍼灸マッサージ治療院	堺市北区新金岡町2-5-7-710	令和2年4月20日
中村 数行	さざん訪問鍼灸マッサージ堺院	堺市東区日置荘西町7-13-10 401	令和2年3月19日

2 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
西 尚大	西 尚大（出張専門）	堺市北区百舌鳥梅北町1-13-2 LM503号室	令和2年4月10日
田川 佳志	ここね訪問鍼灸マッサージ治療院	堺市北区新金岡町2-5-7-710	令和2年4月20日
乾 晃浩	ここね訪問鍼灸マッサージ治療院	堺市北区新金岡町2-5-7-710	令和2年4月20日
数野 翔大	ここね訪問鍼灸マッサージ治療院	堺市北区新金岡町2-5-7-710	令和2年4月20日

堺市告示第188号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年5月15日

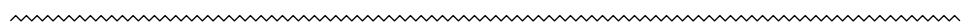
堺市長 永藤英機

1 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
増田 二子	にこり鍼灸治療院堺東区	堺市東区日置荘西町2-30-12	令和2年1月1日

2 柔道整復

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
中原 慧志	山本接骨院	堺市北区中百舌鳥町3-361-3	令和2年3月31日



堺市告示第189号

介護サービス情報公表手数料の徴収事務を委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項に基づき、次のとおり告示する。

令和2年5月15日

堺市長 永藤英機

1 委託する歳入の種類

介護サービス情報公表の手数料

2 委託する期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3 受託者の住所及び氏名

住所 大阪市中央区中寺1-1-54

氏名 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会

会長 井手之上 優

堺市告示第190号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和2年5月15日

堺市長 永 藤 英 機

医療機関名	医療機関所在地	種別	指定年月日
医療法人安和会 なかもずクリニック	堺市北区金岡町1382-1	腎臓に関する医療	令和2年3月1日
ココカラファイン薬局 ジョイパーク泉ヶ丘店	堺市南区三原台1丁1-3 ジョイパーク泉ヶ丘1階	薬局	令和2年3月1日
あおば薬局	堺市東区日置荘西町1丁48番16号	薬局	令和2年3月1日
スギ訪問看護ステーション新金岡	堺市北区長曾根町720番地1	訪問看護	令和2年3月1日

堺市告示第191号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和2年5月15日

堺市長 永藤英機

医療機関名	医療機関所在地	種別	指定年月日
なかもずこころのクリニック	堺市北区中百舌鳥町2丁23番地	病院・診療所	令和2年3月1日
つぼみ薬局 津久野店	堺市西区津久野町1丁9-21 プラントール102号	薬局	令和2年4月1日
なないろ薬局	堺市東区西野461-6	薬局	令和2年4月1日
わかば薬局	堺市南区鴨谷台2丁1-5 サンピア2番館2階	薬局	令和2年3月1日
ラポール訪問看護ステーション	堺市東区日置荘北町2-10-28 A103	訪問看護	令和2年4月1日
訪問看護ステーションほのぼの	堺市西区上559-1 昌和鳳303	訪問看護	令和2年4月1日

公 告

堺市公告第282号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年5月15日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市西区浜寺諏訪森町東二丁180番1、180番2、186番1、186番11、188番2から188番6まで及び地先里道

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市北区黒土町2372番1号
株式会社アルモ
代表取締役 谷垣 泰行

堺市公告第283号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年5月15日

堺市長 永 藤 英 機

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

財務会計システム運用管理業務 1式

2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称

堺市堺区南瓦町3番1号
会計室出納課

3 随意契約の相手方を決定した日

令和2年4月1日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 関西支社
支社長 梅原 洋二
大阪市中央区城見2丁目2番6号（富士通関西システムラボラトリ）
- 5 随意契約に係る契約金額
¥39,590,100－（取引に係る消費税額等を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第69号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年上下水道局管理規程第12号）第2条の規定により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年5月15日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

- 1 落札に係る調達物品の名称及び予定数量
堺市型グラウンドマンホールΦ600（T-25）（年間単価契約） 800組
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の名称及び所在地

上下水道局サービス推進部事業サポート課
堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2

- 3 落札者を決定した日
令和2年4月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
阪和コンクリート工業株式会社
代表取締役 諸井 武彦
堺市堺区大仙中町7番3号
- 5 落札金額
¥45,100- (1組当たりの税込単価)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和2年2月21日

監査委員公表

堺市監査委員公表第18号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年5月15日

堺市監査委員	西川良平
同	裏山正利
同	藤坂正則
同	播磨政明

教 総 第 162 号
令 和 2 年 4 月 16 日

堺 市 監 査 委 員 様

堺市教育委員会教育長
中 谷 省 三

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、令和元年度監査委員報告第15号に係る監査結果に基づき、措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	令和元年8月1日～令和元年12月23日	
措置を講じた部局等	教育委員会事務局・学校園	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>1 (1) 公有財産（土地・建物）の管理について 公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 公有財産台帳等の整備 公有財産台帳（土地・建物）、行政財産の目的外使用許可及び普通財産の貸付けについて、以下のようなものがあった。</p> <p>(ア) 公有財産台帳（土地・建物）の表面には所在地、取得価格・面積等の現在高のほか、異動の履歴を記載することとなっているが、施設課が所管する台帳に、平成21年3月以前の履歴を記載していなかった。</p> <p>(イ) 公有財産台帳（土地・建物）の表面及び裏面の履歴を、事象が発生した順番に記載していなかった。</p> <p>(ウ) 美原北小学校及び美原西小学校の公有財産台帳（土地）において、表面に記載している土地</p>	<p>(ア) 及び(イ)については、御指摘後、平成21年3月以前の資料を基に、直ちに作業に取り組みます。土地の地歴等の確認に時間を要するため令和2年度末までに履歴及び事象発生順に台帳を整備します。</p> <p>(ウ) 御指摘後、台帳への入力の際には表面及び裏面とも個別に計算の上、突合し、誤り</p>	<p>学校管理部 施設課</p> <p>学校管理部 施設課</p> <p>学校管理部 施設課</p>

<p>全体の取得価格の現在高と、裏面に地番ごとに記載している取得価格の合算額が異なっていた。</p> <p>(エ) 堺市財産規則では、行政財産の目的外使用を許可した場合は、行政財産使用許可台帳を備え、必要な事項を記載して整理しなければならないとされているが、当該台帳を全く作成していなかった。</p> <p>(オ) 堺市財産規則では、普通財産の貸付けをした場合には、公有財産貸付台帳を備え、必要な事項を記載して整理しなければならないとされているが、当該台帳を全く作成していなかった。</p> <p>イ 行政財産目的外使用許可</p> <p>深井西小学校の敷地内に、1基当たり 3.99 m²の簡易倉庫が3基（計 11.97 m²）設置されているにもかかわらず、申請者から提出された許可申請書の数量・使用面積は1基、11.97 m²となっており、市の許可書の数量・使用面積は1基、3.99 m²となっていた。</p> <p>また、申請者から提出された減免申請書の数量・使用面積は3基、11.97 m²となっており、全ての書類において数量・使用面</p>	<p>がないか確認を行います。</p> <p>(エ) 御指摘後、現在使用中の使用許可について、行政財産使用許可台帳を作成しました。今後はこの台帳を更新していくとともに、新規の許可については速やかに台帳を作成します。</p> <p>(オ) 御指摘後に公有財産貸付台帳を作成しました。今後は、この台帳を更新していくとともに、新規の貸付については契約締結次第、速やかに台帳を作成します。</p> <p>なお、今回の貸付契約の締結からは、決裁時に貸付台帳(案)を添付することとします。</p> <p>現地調査の結果、3基 11.97 m²が現状であることが分かったため、2基分について新たに申請書の提出を受け、新規の目的外使用として許可しました。</p> <p>今後は、提出された申請書の点検を徹底し、申請数量等に疑問点があれば逐次確認します。</p>	<p>学校管理部 施設課</p> <p>学校管理部 施設課</p> <p>学校管理部 施設課</p>
--	---	--

<p>積が異なった状態で、事務を行っていた。</p> <p>(2)</p> <p>委託料について</p> <p>委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項等があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 委託業務の履行確認</p> <p>中学校給食調理等業務の仕様書では、業務従事者等について、健康診断及び検便を実施し、その結果を書面により市に報告することとされている。</p> <p>しかし、健康診断及び検便の結果について、書面による報告を受注者に求めていなかった。</p> <p>イ 再委託に係る届出</p> <p>大仙西小学校外2校学校給食調理業務の契約書では、受注者が業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ市と協議し、同意を得た上で書面をもって、市に届け出なければならないとされている。</p> <p>しかし、受注者が第三者に業務の一部を再委託することを認識していたにもかかわらず、当該届出を求めていなかった。</p> <p>ウ 委託業務における提出書類</p> <p>大仙西小学校外2校学校給食調理業務の仕様書では、受注者が標準作業書及び勤務体制表を含む業務計画書を作成し、書面をもって報告することとされて</p>	<p>当該報告書については、御指摘後に各受注者に提出を依頼し、随時、書面報告を受けました。</p> <p>仕様書において受注者に求めている書面等を再確認し、確実に提出を求めるよう職員に周知しました。</p> <p>当該届出書については、御指摘後に受注者に提出を依頼し、令和元年9月に提出を受けました。</p> <p>契約書において受注者に求めている書面を再確認し、確実に提出を求めるよう職員に周知しました。</p> <p>当該計画書については、御指摘後に再度、受注者に提出を依頼し、令和元年8月に提出を受けました。</p> <p>仕様書において受注者に求</p>	<p>学校管理部 保健給食課</p> <p>学校管理部 保健給食課</p> <p>学校管理部 保健給食課</p>
---	---	--

<p>いるが、業務計画書の提出を受けていなかった。</p> <p>エ 契約書における収入印紙 小学校給食調理業務に係る変更契約書において、収入印紙が貼付されていない契約書を受け取っているものが多数あった。</p> <p>オ タブレット端末の保守に係る契約内容 平成25年度に教育センターが購入した教員用タブレット端末（3者より購入、合計1,498台、総額2億545万3,395円）については、タブレット端末に不調が生じた場合に調整及び修繕を行うために、各受注者と随意契約により保守契約を締結している。 この保守契約について平成30年度及び令和元年度の契約金額を比較したものが次の表となる。（表は省略） 各年度の契約金額を比較したところ、3者のうち1者の契約金額のみが、前年度と比べ571万2,993円と大幅に増加していた。 この理由について教育センターは、メーカーの保守期限切れにより、修理不能となったタブレット端末の代替品に対する代</p>	<p>めている書面等を再確認し、確実に提出を求めるよう職員に周知しました。</p> <p>御指摘後に該当物件の各受注者へ収入印紙の貼付を依頼し、令和元年12月中に全件契約書に収入印紙を貼付しました。 変更契約の内容による収入印紙の要否については、税務署に確認するよう職員に周知しました。</p> <p>修理不能となったタブレット端末の代替品の所有権の帰属については、保守契約期間が終了する令和2年3月31日時点で本市に帰属させるよう受注者と協議を行い、令和2年2月12日付で協議書の取り交わしを行いました。</p>	<p>学校管理部 保健給食課</p> <p>学校教育部 教育センター</p>
---	---	--

<p>価であって、令和元年度の仕様書に「タブレット本体の保守において、メーカー保守が不能の場合、リンク品で対応可とする。」と追記しているとのことであつた。</p> <p>当該契約は、代替品の所有権がどちらに帰属するか明確でなく、貸与か買取りかも不明である。このような契約内容が保守契約に該当するかどうか不明であつて、契約事務として極めて不適切である。</p> <p>[タブレット端末に係る修繕費用について（意見）]</p> <p>平成25年度に教育センターが3者から購入した教員用タブレット端末については、使用者の瑕疵による破損等の場合、各受注者と個別の修繕契約を行い、支出している。</p> <p>これについて、平成26年4月から令和元年10月までの修繕費用等を確認したところ、3者のうち1者から購入したタブレット端末の修繕費用が、他の受注者のものと比べて極めて高額であり、件数も突出している。</p> <p>また、1件あたりの平均修繕費用も9万5,614円と、当初購入価格（13万9,544円）と比して、低い価格とは言えない状況となっている。（表は省略）</p> <p>この点、教育センターによると、他の受注者のタブレット端末は、本体ケース部分の素材が金属製であるのに対して、当該</p>	<p>今後のタブレット端末の更新にあつてはリースによる賃貸借契約の仕様を見直し、「落下等に備え専用のカバーを付けること」及び「瑕疵による故障への修繕の対応を行うこと」の記載を追加することで対策を講じます。</p> <p>令和2年度のタブレット端末の保守については、経費節減の観点から、教育センターで別途調達した保守用端末を代替品とし、各保守業者がこれを正常に運用できるよう調整を行うといった保守内容に変更します。</p> <p>また、これまでの故障は落下によるものが大部分を占めていることを鑑み、保守用端末については、強度を高めるために、保護カバーを付けるなどの対応をします。</p>	<p>学校教育部 教育センター</p>
--	--	-------------------------

<p>タブレット端末はプラスチック製であり、それが原因で破損するケースが多く、結果的に修繕費用の差となって現れているとのことであった。</p> <p>タブレット端末を購入した翌年度の平成26年度には、27件の有償修理が発生し、平成27年度から平成30年度までは、各年度53件から57件という高い件数で推移している。このことは、より早い段階で容易に把握できたにもかかわらず、現在まで十分な対策は講じられていなかったことを示すものと考えられる。</p> <p>教育センターは、当該タブレット端末の更新を、来年度にリースにより検討しているとのことであるが、その際には、仕様の見直しや調達後の修繕費用等を考慮した対策を講じられたい。</p> <p>[受注者が行う研修の実施について（意見）]</p> <p>新湊小学校放課後ルーム事業運営業務は、放課後等に児童に対し学習の指導や支援等を行う業務であり、地域の団体に委託している。当該業務の仕様書では、受注者は業務遂行上必要な研修を実施することとされているが、ほとんどの研修の実施状況が確認できなかった。</p> <p>研修の内容は、「児童に対する接し方、種々の遊びについて」「安全衛生管理上必要な研修」など具体性を欠き、どのような</p>	<p>業務仕様書に定める受注者が実施すべき研修のうち、令和元年度未実施であった項目については、本市指導員が当該放課後ルームへ赴き、研修についての助言を行い、資料を提供するなど実施に向けた支援を行うなど、令和元年度中に全研修を実施しました。</p> <p>研修項目については、今後、具体的に研修内容が把握できるような補助資料を作成の上受注者に提供し、実施方法に</p>	<p>地域教育支援部 放課後子ども支援課</p>
---	---	------------------------------

<p>研修を実施すべきか受注者に対して適切な指示もしていない状況であった。</p> <p>当該業務で必要な研修内容を明確にするとともに、研修の実施方法を含め、受注者に指導されたい。</p> <p>(3) 現金等の管理について</p> <p>現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 現金出納簿兼収支整理簿の整理</p> <p>堺市こども会育成協議会の事務で扱っている公金外現金の現金出納簿兼収支整理簿について、令和元年9月24日に実地調査を行ったところ、同年7月29日以降の記載を全く行っていなかった。</p> <p>イ 預金口座の管理</p> <p>前渡資金受領者用の2つの預金口座について、通帳の右上に暗証番号が記入された状態で、キャッシュカードと同じ場所で保管していた。</p> <p>2 (1)</p> <p>公有財産（土地・建物）及び備</p>	<p>についても受注者に対して随時助言や指導を行います。</p> <p>また令和2年度からは、受注者に対して契約当初に研修実施計画の提出を求め、必要な研修を確実にを行うように指導します。</p> <p>御指摘後、直ちに記載を行い、公金外現金の現況と現金出納簿兼収支整理簿の整合を図りました。</p> <p>今後は、公金外現金の出納処理に際して、現金出納簿兼収支整理簿への適時の記載を徹底するとともに、再発防止に向け、職員に対し公金外現金の取扱いについて周知しました。</p> <p>御指摘後、暗証番号の記載を通帳から削除し、通帳とキャッシュカードは金庫と施錠可能な保管場所にそれぞれ分別保管しました。</p>	<p>地域教育支援部 地域教育振興課</p> <p>学校管理部 保健給食課</p>
--	--	---

<p>品の管理について</p> <p>公有財産（土地・建物）及び備品の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 行政財産目的外使用許可</p> <p>美原西小学校の敷地内に、簡易倉庫が設置されていたが、行政財産目的外使用許可の手続を行っていなかった。</p> <p>イ 備品の管理</p> <p>令和元年9月10日に実地調査を行ったところ、次の備品について所在不明となっていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラジオカセット 1台 : 昭和62年8月7日取得 ・MD・CD プレーヤー3台 : 平成21年3月6日取得 ・ラジオカセット 1台 : 平成22年2月3日取得 ・ラジオカセット 1台 : 平成22年3月9日取得 	<p>簡易倉庫設置時に使用者から目的外使用許可申請書の提出がなく、学校からも状況の報告がなかったため、目的外使用許可の手続きができていませんでした。使用者は、地域住民、PTA、学校等の協働により組織された芝生化実行委員会ですので、当該団体により撤去してもらいました。</p> <p>また、学校園の目的外使用許可状況については、引き続き学校園へ適切な取り扱いを通知するとともに、計画的な実地調査を継続して行います。</p> <p>学校で過去の経過を確認したところ、いずれの備品も、現品は既に廃棄していたにもかかわらず、事務上の備品廃棄の手続きが漏れていました。</p> <p>大仙小学校の備品は令和元年10月2日に、向丘小学校の備品は令和元年10月17日に、各校が備品登録を抹消する事務手続きを行いました。</p>	<p>学校管理部 施設課</p> <p>大仙小学校 向丘小学校</p>
--	--	---

<p>(2) 現金等の管理について</p> <p>現金等の管理に係る事務で、以下のとおり指摘すべき事項等があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 切手等受払簿の整理</p> <p>切手等受払簿において、受入れ又は払出しに当たっては決裁者及び物品取扱員の押印が必要とされている。</p> <p>しかし、令和元年9月11日に実地調査を行ったところ、平成31年4月1日以降の決裁を全く行っていなかった。</p> <p>また、学校における物品取扱員は、堺市会計規則により校長とされているが、教頭が物品取扱員欄に確認印を押印していた。</p>	<p>事務処理方法の理解が不十分であったため、事務上の誤りがありました。</p> <p>令和元年9月11日の実地調査で誤りが判明した後に、即日、適切な押印処理を行いました。</p> <p>また、物品取扱員は校園長であることを明確にするため、切手等受払簿の様式の物品取扱員の欄に、校園長という表示を追記する事務処理提要の改訂を、令和元年12月25日に行い、全校園に周知しました。</p>	<p>美原北小学校</p>
<p>イ 現金保管台帳及び入金伺の作成</p> <p>学校(園)徴収金事務取扱マニュアルでは、保護者から現金を徴収した場合など、やむを得ず現金を金庫で保管する場合は、現金保管台帳を作成することとされているが、当該台帳を作成していなかった。</p> <p>また、同マニュアルでは、現金を預金口座に入金する場合は、小学校の代表口座から、各預金口座に入金する際は、入金伺を起案し、決裁を経ることとされているが、これらの伺書の</p>	<p>御指摘を受け、現在は本マニュアルに基づき、保護者から現金を徴収した場合は、現金保管台帳を作成し、また、学校の代表口座から、各預金口座に入金する際は、入金伺を作成し決裁を経る対応をとっています。</p> <p>学校指導課としましても、当該校に対して、本マニュアルに基づき、適切に事務執行を行うべく、複数人でチェックする体制を構築するととも</p>	<p>向丘小学校</p>

<p>作成及び決裁を全く行っていない かった。</p> <p>[学校徴収金に係る事務について (意見)]</p> <p>学校徴収金は、学習参考書や 調理実習の材料等の補助教材等 を学校が一括購入するために、 校長が保護者から徴収するもの であって、堺市立学校(園)徴収 金事務取扱要領に基づき、取り 扱うこととされている。</p> <p>今回の監査において、学校徴 収金を調査したところ、一部の 小学校で必要な現金保管台帳が 作成されていなかったり、速や かに精算処理すべきものが長期 間処理されていなかった等、現 金の取扱いについて不適切な処 理が見受けられた。また、経費 の支出処理についても、日付の ない請求書等や当該支出と関係 のない納品書が執行伺に添付さ れていたり、決裁を受ける前に 物品を発注していた等の不備が 散見された。</p> <p>教育委員会事務局では、学校 園に対して、現場での事務指導 や事務説明会等を行っているも の、これらの指導が効果を十</p>	<p>に、管理職が定期的に点検を 行うなどして、再発防止を徹 底するよう指導します。</p> <p>また、当該校以外の学校園 に対しても、本マニュアルに 基づき、入金伺、現金保管台 帳等の必要書類を適切に作成 するよう、全学校の管理職や 事務担当者等に周知・徹底し ます。</p> <p>一部の学校のマニュアルの 理解不足等により現金保管台 帳の未作成、決裁前の物品発 注、精算処理の遅延等が生起 しました。今後、適切な事務 処理方法を徹底すべく、必要 に応じてマニュアルの一部改 訂を行うとともに、全学校の 管理職や事務担当者等に周 知・徹底します。</p>	<p>学校教育部 学校指導課</p>
--	--	------------------------

<p>分發揮しているとはいえない状況である。</p> <p>このことを改めて認識の上、学校(園)徴収金事務取扱マニュアルを適宜見直すことはもちろん、不適切な事務が行われないために、より効果的な手法を検討し、実施されたい。</p>		
--	--	--



堺市監査委員公表第19号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年5月15日

堺市監査委員	西川良平
同	裏山正利
同	藤坂正則
同	播磨政明

行 経 第 139 号
令和2年4月23日

堺市監査委員様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和元年12月23日付け監査委員報告第19号 地方独立行政法人堺市立病院機構

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	出資団体監査 (地方独立行政法人堺市立病院機構)	
監査実施期間	令和元年年8月1日 ～ 令和元年12月23日	
措置を講じた部局等	健康福祉局 健康部 健康医療推進課 地方独立行政法人堺市立病院機構	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
<p>3 財産管理について</p> <p>(1) 固定資産の管理について、令和元年9月24日に実地調査を行ったところ、資産管理ラベルが貼付されていないものや設置場所の変更が資産管理システムに反映されていないもの、登録内容を修正し資産管理番号が変更されたが、修正前の資産管理ラベルを貼付しているものがあった。</p> <p>また、固定資産の現物と固定資産台帳との照合結果について確認したところ、平成27年7月に新病院への移転後、平成28年度は現物確認が行われた形跡はあるものの、その結果が残されておらず、平成29年度は現物確認が全く行われていなかった。平成30年度は平成31年1月から現物確認を行い始めたとのことであるが、機器装置、工具器械備品として登録されている固定資産2,758件のうち、現物が確認できないものが令和元年5月末時点で620件、令和元年9月末時点においても未だ255件あるとのことであった。</p> <p>このように、長期間に渡り固定資産の管理が極めて不適切であり、早急に管理方法を確立すべき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資産管理ラベルが貼付されていなかったものについて ソフトウェアや大型機器の資産管理ラベルは、複数人を介して担当に手渡される手順となっていたため、その過程で紛失しました。購買担当者が、直接、資産管理ラベルを貼付するよう手順を変更いたしました。 また、移設時に資産管理ラベルがはがれてしまっていたものについては、再発行を行い当該備品に貼付しました。 ・ 設置場所の変更が資産管理システムに反映されていなかったものについて 設置部署から移設申請書の提出が行われていませんでした。直ちにシステムの変更登録を行い、令和元年11月に固定資産の除却及び移設ルールの再周知を行いました。また、令和2年1月に固定資産の実査方法について、院内説明を行い、令和元年度の固定資産実査に取り組んでいます。更 	<p>地方独立行政法人堺市立病院機構</p>

<p>である。</p>	<p>に、令和2年度初頭には、全所属長に対し、固定資産管理に関する説明会を実施する予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録内容を修正し資産管理番号が変更されたが、修正前の資産管理ラベルを貼付していたものについて 再発防止のため、令和元年10月より、毎月初めに行っている固定資産管理システムと財務会計システムの照合に加え、前月確認後に購入したものや登録変更を行ったものについては、納品時に撮影した写真データの照合を行っています。 ・固定資産の現物と固定資産台帳との照合結果について 継続調査の結果、令和元年12月末時点で確認できなかった固定資産2件は、12月末付で除却手続を行いました。 平成28年度及び29年度に適正な実査が行われなかった原因のひとつは、独法化時に物品取扱主任者制度を廃止し、固定資産管理を担当課（一担当者）任せにし、担当者の変更時に業務引継ぎがスムーズにできる体制ではなかったことです。 平成31年1月に着手した実査は、医療機器の多くが、日々患者と共に院内を移動すること、患者に直接接するものは、 	
-------------	---	--

	<p>洗浄や消毒が必要なため、資産管理ラベルの貼付ができないこと、救命救急や手術などの緊迫した診療現場では、医療行為の妨げとなるため、事務担当者が医療機器に接近することが難しいことなどにより、当初計画より多くの時間を要しました。</p> <p>改善策として、現物調査と並行して、現在の資産管理ラベルから金属（IC）タグへの張り替えを順次行っています。これによって、ハンディスキャナによる一括読み取りが可能となるため、業務の効率化と正確性を図ります。日常的に滅菌が必要な手術用の鋼製器具等には、金属タグの貼付ができないため、全体の個数管理を行い、例えば損傷などにより廃棄処分をする場合は、購入履歴上最も古い物を固定資産台帳から除却します。</p> <p>令和元年8月に固定資産実査要領を策定し、実施手順の明文化を行いました。次年度より、物品取扱主任者制度を復活させ、各部門の所属長を固定資産部門責任者として定め、更なる管理制度の向上を図ります。</p>	
--	---	--